生00013年(令和7年3月末まで保存)生企第421号令和4年3月24日

各警察署長殿

生 活 安 全 部 長

「特殊詐欺被害防止対策優良店舗」認定制度試行運用の終了と「特殊詐欺等被害防止対策優良店舗」認定制度の運用開始について

昨年4月23日から「「特殊詐欺被害防止対策優良店舗」認定制度」を試行運用中であるが、本年3月24日現在の認定店舗数は47店舗に上り、また、昨年中の特殊詐欺未然防止事案件数は72件(前年比+47件)と大幅に増加するなど、一定の効果が認められたところである。

そこで、この度、これまでの試行運用中の意見等を検討し、新たに「「特殊詐欺等被害防止対策優良店舗」認定制度」の運用を開始することとしたので、特殊詐欺等の未然防止事案を認知した警察署にあっては、店舗や事業所に対する感謝状の贈呈と認定証の交付を積極的に実施し、特殊詐欺等の未然防止に向けた協力体制の構築を継続推進されたい。

記

1 目的

金融機関やコンビニエンスストア等の特殊詐欺等被害防止に対する意識高揚を図り、継続して被害防止の声掛けや警察への通報を促進することを目的とする。

2 認定対象店舗

特殊詐欺や国際ロマンス詐欺、ワンクリック詐欺等の詐欺事件で、金融機関やコンビニエンスストア等の従業員による声掛けや通報等により被害を未然に防止した事案につき、警察署長から感謝状を贈呈する店舗等(金融機関、コンビニエンスストア、保険事業者、宅配業者、宅食・介護事業者等)

3 認定者

本職

4 認定方法

特殊詐欺等の被害を未然に防止した店舗に対し、「特殊詐欺等被害防止対策優良店舗」の認定証を交付する(別添「認定証」参照。)。

5 運用開始日

令和4年4月1日(金)

6 留意事項

(1) 認定証の交付回数について

認定証の交付は、原則として1店舗につき1回とする。また、試行運用期間中に認定証を交付された店舗に対して、新たな認定証は交付しないものとする。

(2) 特殊詐欺等被害防止対策優良店舗の認定

優良店舗の認定業務については、生活安全企画課犯罪抑止対策係(以下「犯罪抑止対策係」という。)が担当することから、店舗・事業所等による未然防止事案を認知した際は犯罪抑止対策係へ報告すること。

(3) 認定証の交付

優良店舗への認定証の交付にあたっては、可能な限り「警察署長感謝状」贈呈とともに交付し、引き続き未然防止に向けた協力を依頼すること。

担当:生活安全企画課

犯罪抑止対策係

認定証

○○銀行○○支店 殿

貴店を特殊詐欺被害防止対策

優良店に認定します

年 月 日 青森県警察本部生活安全部長

警視正 〇〇 〇〇